

## ○個人情報の取扱いに関する方針（プライバシーポリシー）

石川県農業共済組合（以下「当組合」という。）は、組合員の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）その他個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

2. 当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。

4. 当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ、役職員及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

7. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

（制定 平成27年4月1日）

## 個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報の保護に関する法律に基づき、公表または本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧くださいようお願い申し上げます。

石川県農業共済組合  
組合長理事 矢田 富郎

### 1. 石川県農業共済組合（以下「当組合」という。）が取扱う個人情報の利用目的 (法第 18 条第 1 項関係)

当組合が取扱う個人情報は、農業共済事業における引受・損害評価・共済金等の支払・損害防止・家畜診療・加入推進・農業共済新聞の購読管理や刊行物の送付・公告・通信運搬業務・統計的な調査に利用します。

### 2. 当組合が取扱う保有個人データに関する事項 (法第 24 条第 1 項関係)

#### (1) 当該個人情報取扱事業者 (当組合) の名称

石川県農業共済組合

#### (2) すべての保有個人データの利用目的

第 1 項に同じ

#### (3) 開示等の求めに応じる手続き

##### ア 開示等の求めのお申出先

##### ○ 電話による場合

石川県農業共済組合 総務課 076-239-3111

(土日祝日を除く 8:30~17:15)

##### ○ 郵送による場合

〒920-0007 石川県金沢市田中町か 26 番地 1

石川県農業共済組合 総務課

##### ○ 電子メールによる場合

石川県農業共済組合 総務課

info@nosai-ishikawa.or.jp

##### イ 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

・個人情報開示申請書

##### ウ 開示等の求めをする者がご本人又はその代理人であることの確認の方法

<ご本人の場合>

- ・ 本人であることを確認するための運転免許証等

<代理人の場合>

- ・ 法定代理人の場合、法定代理権を確認するための戸籍謄本等の書類
- ・ 委任による代理人の場合、所定の委任状と代理人本人であることを確認するための運転免許証等

エ 開示等に対する回答方法

開示等申請書に基づき保有個人データの確認を行ったうえでご本人の場合は直接回答させていただきます。代理人による開示の求めの場合は、ご本人の権利・利益を侵害しないことを確認した上で、回答させていただきます。

- (4) 保有個人データの取扱いに関し、当組合が設置する苦情のお申出先窓口  
石川県農業共済組合 総務課

3. 共同利用に関する事項（法第 23 条第 4 項第 3 号関係）

法第 23 条第 4 項第 3 号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者の間で共同して利用する場合であって、その旨及び一定の事項を本人が容易に知り得る状態においているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめ本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

この規定に基づき、当組合が共同して利用する場合については次のとおりです。

(1) 農林水産省、石川県との共同利用

① 共同利用の目的

農業災害補償法に基づく農業共済事業の適切な運営のため

② 共同利用する個人データの項目

氏名・住所・組合員番号・引受・損害評価等の情報

(2) 全国農業共済協会との共同利用

① 共同利用の目的

農業共済新聞等の購読者管理・農業共済事業の統計調査等のため

② 共同利用する個人データの項目

氏名・住所・組合員番号のほか上記の業務に必要な項目

(3) 全国共済農業協同組合連合会との共同利用

① 共同利用の目的

建物共済事業運営に必要な再共済契約及び再共済金請求のため

② 共同利用する個人データの項目

住所・氏名・組合員番号・引受及び損害評価情報の情報で上記の業務に必要な項目

(4) 診療獣医師等(指定獣医師・診療獣医師)

① 共同利用の目的

家畜診療において病傷事故診断書・死産事故診断書の作成のため

② 共同利用する個人データの項目

住所・氏名・組合員番号・個体番号・名号・生年月日等の情報で上記の業務

に必要な項目

- (5) 県下 J A ・ 県市町 ・ 活性化協議会 ・ 農政局
  - ① 共同利用の目的  
「水稲生産実施計画書」と「水稲共済異動細目書」の一体化処理のため
  - ② 共同利用する個人データの項目  
住所・氏名・組合員番号・ほか水稲共済異動細目書に記載された内容
- (6) 県下 J A ・ 全国共済農業協同組合県本部 ・ 他共済 ・ 損害保険会社
  - ① 共同利用の目的  
契約の確認と共済金の算定に利用するため
  - ② 共同利用する個人データの項目  
住所・氏名・建物の引受及び損害評価に関する項目

共同利用するデータ項目は、保有個人データから必要最小限の範囲において行います。